○公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件の一部を改正する件（同五三二）　二五一
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（同五三三）　二五二
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（同五三四）　二五三
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（同五三五）　二五五
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（同五三六）　二六〇
○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示（同五三七）　二六〇
○沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件（同五三八）　二六一
○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（同五三九）　二六二
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務三）　二六二
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（同四）　二六三
○幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学・厚生労働一）　二六五
○即席めんの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁四）　二七
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）（個人情報保護委四）　二七九
○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）（同五）　二八六
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの一部を改正する件（同六）　二九三
○消費者安全法第四十七条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示の一部を改正する件（消費者庁八）　二九四
○健康増進法施行令第三条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正の件（同九）　二九四
○復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件（復興庁三〇）　二九五
○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（総務一一〇）　二九五
○地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件の一部を改正する件（同一一一）　二九五
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一一二）　二九五
○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一一三）　二九五
○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（同一一四）　二九五
○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一一五）　二九六
○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一一六）　二九六
○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する告示（同一一七）　二九六
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一一八）　二九九

（以下次のページへ続く）